

## 茨木市ひとり親家庭生活支援（情報交換）事業実施要綱

### （目的）

第1 この要綱は、ひとり親家庭が定期的集い、交流や情報交換を行う場を提供することにより、ひとり親家庭の早期自立のための意欲形成及び家庭生活の安定を図ることを目的とする。

### （定義）

第2 この要綱において、ひとり親家庭とは、次に掲げる女子又は男子及び現に当該女子又は男子の扶養を受けている20歳未満の者で構成されている家庭をいう。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子又は男子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの

(2) 婚姻を解消した女子又は男子であって、現に婚姻をしていないもの

(3) 離婚前の困難な問題を抱える女子又は男子

(4) 配偶者の生死が明らかでない女子又は男子

(5) 前4号に準ずる女子又は男子

### （実施主体等）

第3 ひとり親家庭生活支援（情報交換）事業（以下「事業」という。）の実施主体は、茨木市とする。

2 市長は、事業を母子福祉団体等（第6及び第7において「事業実施団体」という。）に委託することができる。

### （対象家庭）

第4 事業の対象となる家庭は、市内に住所を有する者で構成するひとり親家庭とする。

### （事業の内容）

第5 事業は、ひとり親家庭が集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合い、交流や情報交換を行う場を提供するものとする。

### （事業の実施方法等）

第6 事業実施団体は、事業を実施するに当たり、適切な指導者を配置し、活動支援を行うものとする。

2 事業は、公共施設等既存の施設を積極的に活用して実施するものとする。

3 事業は、年6回程度開催するものとする。

### （関係機関との連携）

第7 市及び事業実施団体は、事業を実施するに当たっては、ひとり親家庭に対し、事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、福祉関係機関等との連携を密にするものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年5月13日から実施し、令和8年4月1日から適用する。